

●岐阜市信用保証協会の保証制度

信用保証料と割引適用について

1. 信用保証料

保証料は下記の9段階のリスク考慮型保証料率となっております。

責任共有制度となる保証には上段「責任共有保証料率」が、それ以外の保証には下段「保証料率」が適用されます。

※(別表)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
評点	0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100
法人	0~32	33~42	43~51	52~63	64~74	75~76	77~83	84~94	95~100
個人									
責任共有保証料率(%)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
保証料率(%)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注)・上記表中の特殊保証とは、手形割引保証、当座貸借保証等を指します。

・CRD評点とは、経済産業省(中小企業庁)の発表により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づいて、信用リスク評価のスコアリングモデルにより算出されたものです。

・個人で債務対照表を作成しない方、および白色申告の方は、区分⑥の料率が適用されます。

・原則として、全ての保証がリスク考慮型保証料体系となります。例外として経営安定関連保証などは特別適用されます。

・「責任共有保証料率」とは、保証委託の対価として計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもので、

・信用保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを選択する場合、上乗せする信用保証料率は以下のとおり(スタートアップ創出促進保証、伴走支援型特別保証の一部、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)、事業承継特別保証、普通保険・特別小口保険・特定社債保証にかかる保証等を除く)

【(1)、(2)のいずれかに該当する場合 = 0.25%】 【(1)、(2)のいずれかに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 ⇒ 0.45%】

(1)直近の決算において、債務超過でないこと

(2)直近2期の決算において、減価償却前经常利益が継続して赤字でないこと

- ・経営力強化保証制度については、貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。
- ・また、特別な理由なく金融機関に対する四半期毎の報告を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いいただく場合があります。

2. 割引適用

(1)有担保保証に対する割引(※)

平成15年度に有担保の料率引き下げが導入された保証について、担保の提供がある場合は、0.1%の割引を行います。

(2)会計参与設置会社に対する割引

一部の保証を除く保証について、当該中小企業者から、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、0.1%の割引を行います。

3. 責任共有制度について

原則としてすべての保証が責任共有制度の対象となります。一部例外的に除外される制度があります。

<責任共有制度の対象から除外される主な保証>

(1)経営安定開発保険(セーフティネット)1号～4号にかかる保証 ※5号については、平成30年3月31日以前に保証申込受付した場合に限ります。

(2)創業開発保険、創業等関連保険にかかる保証(再挑戦支援保証含む)

(3)特別小口保険にかかる保証

(4)危機開発保険にかかる保証

(5)全国小口(小口零細企業保証制度)

(6)災害関係保険にかかる保証

(7)事業再生保険にかかる保証

(8)事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲で借り換えるもの)

制度名	目的及び保証対象	限度額
		個人・会社
普通保証	中小企業の事業資金の借入れを円滑にするため的一般融資の保証	2億円 組合 4億円
無担保保証	担保を要しないと協会が認めた一般融資の保証	8,000万円
(小口零細企業保証)	1 市内における中小企業者で市内に住所又は、事業所を有し、次のいずれかに該当する方 (1)常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業は5人)以下の会社・個人 (2)事業協同小組合 (3)従事組合員の数が20人以下の企業組合 (4)従業員の数が20人以下の企業組合 (5)従業員の数が20人以下の医療法人 2 特にご利用いただいている信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証であること	小規模企業者 2,000万円
スター・アップ創出促進保証	次のいずれかに該当する方(特定非営利活動法人を除く) なお、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること (1)事業を営んでいない個人で、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者は、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する方 (2)中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有する方 (3)事業を営んでいない個人により設立された会社で、その設立の日以後5年を経過していない方 (4)中小企業者である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方 (5)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者で新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、創業者とみなされる方	3,500万円 (本制度に加えて他の創業開発保証及び再挑戦支援保証を併用した場合の限度額は3,500万円)
経営安定関連保証	中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づき、市町村長の認定を受けた方 第1号 経済産業大臣が指定する倒産事業者に対し50万円以上の債権を有する方 第2号 経済産業大臣が指定する取引先事業の事業活動の制限により影響を受ける方 第3号 突発的灾害等の指定がされた地域で、特定業種を営み売上大幅減少している方 第4号 突発的灾害等の指定がされた地域に事業所を有し、売上大幅減少している方 第5号 経済産業大臣が指定する業種に属し、売上大幅減少している方 第6号 取引先金融機関が破綻し、資金調達に支障が生じている方 第7号 経済産業大臣が指定する金融機関の金融取引の調整により影響を受ける方 第8号 整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡された方のうち、再生可能性のある方	個人・会社 2億8,000万円 (ただし、第6号に規定するものは3億8,000万円) 組合 4億8,000万円

保証条件						
使途	保証期間	取扱期間	利率	信用保証料	担保	連帯保証人
運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 特に必要と認める場合は この限りでない。	常時	各金融機関 の定めによる	別表による (※)	必要に応じて 求める	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要
運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	同上	同上	別表による	不要	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要
事業資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (一括返済は1年内)	同上	同上	別表による (但し、利用する 保険に保証料率 の定めがある場合 はその保証料率 を適用)	原則として 不要	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要
	創業者が創業者 である期間 内に、創業によ り行う事業の実 施のため必要 となる設備資金 及び運転資金	10年以内(据置期間は1年以 内) ただし、申込金融機関におい て本保証付融資と原則同時 にプロパー融資を実行する、 又は保証申込時においてプロ パー融資の残高がある場合 は据置期間は3年以内	同上	1.00%	別表による	不要
運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	認定指定期間	同上	1~4・6号 0.90% 5~7・8号 0.68% 持小保険料区分 0.63%	必要に応じて 求める	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要

制度名	目的及び保証対象	限度額
危機 関連 保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて、市町村長の認定を受けた方	個人・会社 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (ただし、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証及び総資本充当連保証と合算して、5億6,000万円まで(組合は9億6,000万円まで)。)
当座貸 越 へ貸付 専用型 ✓根保 証	次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方 <個人事業者の場合> (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。 (2)申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある。 (3)次のいずれかに該当する方 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。 ③ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 ④ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。 <法人事業者の場合> (1)同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算を行っている。 (2)申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある。 (3)次のいずれかに該当する方 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。	2億8,000万円 (ただし、100万円以上とする)
事業者力 当座貸 越根保 証	次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる方 (1)保証協会が定めた保証対象資格条件があること (2)同一の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること (3)申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること (4)財務内容が保証協会の定めた基準以上であること	2,000万円 (ただし、100万円以上とする)
小規 模事 業者 当座貸 越根保 証	<個人事業者・法人事業者共通> (1)同一事業の業歴が2年以上あり、2期以上の確定申告を行っている。 (2)申込金融機関において事業取引にかかる口座がある。 (3)申込金額は直近決算の月商3か月以内とする。 <個人事業者の場合> (4)次のいずれかに該当する者 ①最近2年間の決算において申告所得を計上している。 ②直近の決算で債務超過でない。(青色申告複式簿記であり、貸借対照表の元入金+当期利益+事業主借-事業主貸がプラスになっていることが必要) <法人の場合> (4)次のいずれかに該当する者 ①最近2年間の決算において経常利益を計上している。 ②直近の決算で債務超過でない。	500万円 (ただし、100万円以上とする) ※本保証制度は1事業者1口とします。 ※また、他のカードローン当座貸越根保証を併用することはできません。
超 長 期 保 証 (N E O) 制度	次のすべてを満たす中小企業者とする。 (1)3期以上確定申告を行っており、最近2期のいずれかの決算において利益を計上している中小企業者。 (2)法人に限る。 (3)取扱い金融機関との与信取引が6ヶ月以上ある中小企業者。 (4)直近決算で債務超過でない中小企業者。ただし、債務超過先については有担保での取り扱いであれば可とする。	2億円

保証条件						
用途	保証期間	取扱期間	利 率	信用保証料	担 保	連帯保証人
事業資金	10年以内 (据置期間2年以内)	危機指定期間 (貸付実行は危機指定期間内であること)	各金融機関 の定めによる	0.80%	必要に応じて 求める	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要
事業資金	1年間 もしくは 2年間	常時	同上	有担保 別表による (※) 無担保 別表による	原則として 保証金額 5,000万円以内 は、不要とし 5,000万円を 超える場合は必要	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要
事業資金	1年間 もしくは 2年間	同上	同上	有担保 別表による (※) 無担保 別表による	原則として 不 要	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要
事業資金	1年間 もしくは 2年間	同上	同上	有担保 別表による (※) 無担保 別表による	原則として 不 要	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要
運転資金 設備資金	一括返済の場合15年以内 分割返済の場合15年以内 (据置期間1年以内)	R6. 4. 1 ～ R7. 3. 31	同上	別表による (※) ※各区分より 0.1%～0.2%の 割引を適用	必要に応じて 求める	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不要

制度名	目的及び保証対象	限度額	保証条件						
			用途	保証期間	取扱期間	利率	信用保証料	担保	連帯保証人
特定社債保証	<p>直近の決算において、下記の基準(1)～(3)のいずれかの資格要件を満たす株式会社</p> <p>基準(1)純資産額3千万円以上3億円未満の先で次の①又は②並びに③又は④を満たす方 ①自己資本比率20%以上 又は ②純資産倍率2.0倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 又は ④インタレスト・ガバレッジ・レーシオ 2.0倍以上</p> <p>基準(2)純資産額3億円以上5億円未満の先で次の①又は②並びに③又は④を満たす方 ①自己資本比率20%以上 又は ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率10%以上 又は ④インタレスト・ガバレッジ・レーシオ 1.5倍以上</p> <p>基準(3)純資産額5億円以上の先で次の①又は②並びに③又は④を満たす方 ①自己資本比率15%以上 又は ②純資産倍率1.5倍以上 ③使用総資本事業利益率5%以上 又は ④インタレスト・ガバレッジ・レーシオ 1.0倍以上</p>	<p>社債発行金額の80%を保証金額とし、 4億5,000万円</p> <p>(ただし、普通保険及び無担保保険にかかる保証(それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く)と合わせて5億円以内。 なお、1回の社債発行最低額は3,000万円)</p>	事業資金	2年以上 7年以内 (年単位)	常時	各金融機関の定めによる	有担保 別表による (※) 無担保 別表による	原則として保証金額2億円を超える場合は、協会の直接設定が必要	不要
流動資産担保	<p>売掛債権及び棚卸資産を担保とした融资にする保証</p> <p>事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 (棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)</p> <p>根保証は当座貸渡、個別保証は手形貸付とする(貸付金額は千円単位)</p> <p>本制度の利用は一申込につき、一信用保証協会に限ります。</p>	<p>2億円 (借入限度額 2億5,000万円)</p> <p>保証割合は 借入額の80%</p>	事業資金	根保証 1年間 (但し、更新は妨げない) 個別保証 1年以内	同上	同上	責任共有 保証料率 0.68%	根保証 売掛債権 又は 棚卸資產 個別保証 売掛債権のみ	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
実施業界連携計画	<p>次に掲げるいずれかの機関等の指導、助言、支援決定、成立、検討等により作成された各計画に従って事業再生を行い、金融機関に対し(金融機関は保証協会に対し)計画の実行状況及び進捗の報告を行う</p> <p>中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業基盤整備機構 ②認定支援機関(再生支援協議会、高齢雇用者セントラル) ③中小企業の事業再生等に関するガイドライン ④中小企業基盤整備機構が出资する投資事業有限責任組合 ⑤専門認証料解消手続 ⑥整理回収機構 ⑦地域経済活性化支援機構 ⑧東日本大震災事業者再生支援機関 ⑨認定経営革新等支援機関 ⑩私的整理に関するガイドライン 	<p>個人・会社</p> <p>2億8,000万円</p> <p>組合</p> <p>4億8,000万円</p>	事業再生の計画の実施に必要な資金	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 15年	同上	同上	責任共有制度対象の場合は、 0.80% 責任共有制度対象外の場合は、 1.00% 特保険付保分 0.65%	必要に応じて求める	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
開経運営承認保証	<p><対象者：中小企業者(会社又は個人事業主)></p> <p>経営者の死亡又は退任等に起因する承継に伴い、譲決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに対し、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イ又は第2号イの規定による認定」を受けた中小企業者</p>	<p>2億8,000万円</p>	<p>経営者の承継に必要な以下の資金 ①譲決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④運転資金</p>	運転資金 10年以内	同上	同上	有担保 別表による (※) 無担保 別表による	必要に応じて求める	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
特開定経営承認保証承継	<p><対象者：中小企業である会社の代表者(代表者に就任後であること)></p> <p>経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イの規定による認定」を受けた中小企業者の代表者</p>			運転資金 10年以内 (株式取得資金を含む)					
準備経営連携承認保証	<p><対象者：中小企業者(会社又は個人事業主)></p> <p>経営を承継しようとする者が確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行なうこと併び、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行なうために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ロ、同項第2号ロ又は同項第1号ハの規定による認定」を受けた、中小企業者</p>	<p>2億8,000万円</p>	<p>他の中小企業者の経営の承継に不可欠な以下の資本の取得資金 ①他の中小企業者が有する事業用資産 ②他の中小企業者(会社)の株式等(取得により総議決権数の100分の30を超える場合)</p>	設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む) (据置期間1年以内)	同上	同上	特保険付保分 0.65%	必要に応じて求める	必要となる場合がある ただし、原則として認定中小企業者以外の連帯保証人は不要
預定開経運営承認保証	<p><対象者：事業を営んでいない個人(代表者に就任前であること)></p> <p>経営を承継しようとする者が確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行なうこと併び、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行なうために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による認定」を受けた、事業を営んでいない個人</p>			設備資金 15年以内 (株式取得資金を含む) (据置期間1年以内)					
サボリート業承認保証	<p><対象者：以下の全ての要件を満たす持株会社> ※別途、事業承継計画の所要事項や添付書類あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業会社の譲決権株式の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定すること ②事業会社の事業活動を支配すること目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ③持株会社の譲決権株式の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保証法に定める業種に属する事業を行っていること ⑤株式の分散または株式評価の高騰等により事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること 	<p>個人・会社</p> <p>2億8,000万円</p> <p>組合</p> <p>4億8,000万円</p>	承継会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および付帯費用	15年以内 (据置期間2年以内)	R3. 4. 1 ～ R6. 6. 30	同上	1.15%	必要に応じて求める	必要となる場合がある ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
保事業再生感染症計画対応実施型連	<p>次に掲げるいずれかの機関等の指導、助言、支援決定、成立、検討等により作成された計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る)に従って事業再生を行い、金融機関に対し(金融機関は保証協会に対し)計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中小企業基盤整備機構 ②認定支援機関(再生支援協議会、高齢雇用者セントラル) ③専門認証料解消手続 ④整理回収機構 ⑤地域経済活性化支援機構 ⑥東日本大震災事業者再生支援機関 ⑦認定経営革新等支援機関 ⑧私的整理に関するガイドライン 		事業再生の計画の実施に必要な事業資金	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 15年以内 (据置期間5年以内)					

制度名	目的及び保証対象	限度額	保証条件						
			用途	保証期間	取扱期間	利率	信用保証料	担保	
事業承継特別保証	<p>1 次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者とする。ただし、本制度を概に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、融資実行されたものに限る。)から3年以内に融資申込みを行うものに限る。</p> <p>(1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人</p> <p>(2) 令和2年1月1日から令和7年3月31までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。</p> <p>(3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④についてでは、申込時に満たしていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注)が15倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと <p>(注)EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債ー現預金)÷(営業利益+減価償却費)</p> <p>2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)上記1(1)に該当する中小企業者にあっては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ。)を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。</p> <p>(2)上記1(2)に該当する中小企業者にあっては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。</p>	<p>会社 2億8,000万円</p> <p>組合 4億8,000万円</p>	事業資金	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合10年以内 (据置期間1年以内)	常時	各金融機関の定めによる	専門家(※)の確認なし 0.45%~1.90% 専門家(※)の確認あり 0.20%~1.15% (※) 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターのこと	必要に応じて求める	不要
経営承継借換関連保証	<p>1 次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)を対象とする。</p> <p>(1)次のいづれにも該当することにつき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号~第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関をいう。)からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている認められること。</p> <p>②認定申請日の直前の決算において次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 資産超過であること</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債ー現預金)÷(営業利益+減価償却費))が15倍以内であること</p> <p>③当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。</p> <p>(2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>(3)信用保証協会への申込日において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>2 この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。</p> <p>認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)とする。</p>	<p>会社 2億8,000万円</p>	当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金	同上	同上	専門家(※)の確認なし 0.45%~1.90% 専門家(※)の確認あり 0.20%~1.15% 特小保険料保分 0.65% (※) 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターのこと	必要に応じて求める	不要	
伴走支援型特別保証	<p>次の1~3のいずれかに該当するかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画(※)を策定した方</p> <p>1 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に定める認定を受けていること</p> <p>2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に定める認定を受けていること</p> <p>3 次のいづれかに該当すること</p> <p>(1) 最近1ヶ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>(2) 最近1ヶ月間の売上高総利益率(または売上高営業利益率)が前年同月(または直近決算)の売上高総利益率(または売上高営業利益率)と比較して5%以上減少していること</p> <p>(3) 直近決算の売上高総利益率(または売上高営業利益率)が直近決算前期の売上高総利益率(または売上高営業利益率)と比較して5%以上減少していること</p> <p>* 取扱金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、事業者から計画の実行状況等の報告を受ける。</p>	1億円	経営の安定に必要な事業資金	一括返済の場合 1年以内 分割弁済の場合10年以内 (据置期間5年以内)	R3. 4. 1 ～ R6. 6. 30 セーフティネット 4号、5号は 認定指定期間	同上	4号、5号は 0.85%又は 1.05% 国の補助により 事業者負担は 0.2% 一般保証は 0.45%~2.40% 国の補助により 事業者負担は 0.2%~1.15% ただし、変更保証 料について、補 助対象外	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外 の連帯保証人は原則不 要。 ※経営者保証免除 対応の場合は不要	
事業者名簿別型特別保証 非保証促進	<p>次のすべてを満たす法人</p> <p>(1)過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2)直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p> <p>(3)次の両方又はいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①直近の決算において債務超過でない ②直近2期連続で減価償却前営業利益が赤字でない <p>(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと <p>(5)信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること</p>	8,000万円 (セーフティネット保証4・5号の場合は上記とは別に別枠で8,000万円)	運転資金 設備資金	一括返済の場合 1年以内 分割弁済の場合10年以内 (据置期間1年以内)	R6. 3. 15 ～ R9. 3. 31 セーフティネット4 号は0.90%、5号 は0.68%に0.25% または0.45%上乗 せ (申込日に応じ て0.05%から 0.15%の国補助 あり)	同上	別表による保証 料率(0.25%ま たは0.45%上乗 せ セーフティネット4 号は0.90%、5号 は0.68%に0.25% または0.45%上乗 せ (申込日に応じ て0.05%から 0.15%の国補助 あり)	不要	不要